

山形県中学校長会会則

(名 称)

第1条 本会は、山形県中学校長会と称する。

(目 的)

第2条 本会は県内各中学校長並びに各地区中学校長会相互の連絡提携を図り、以て中学校教育の振興と本県教育の進展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、一般財団法人山形県教育会館（山形市木の実町12番37号）に置く。

(構 成)

第4条 本会は県内各中学校長を以て組織する。本会は地区校長会を置く。地区は別に定める。

(事 業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 各中学校長並びに各地区校長会相互の連絡提携
2. 教育に関する研究調査
3. 教育関係各種団体との連絡提携
4. 教育行財政の推進
5. その他本会の目的達成に必要な事項

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

1. 会 長 1名
2. 副会長 5名
3. 理 事 各地区1名
4. 監 事 3名
5. 幹事長 1名
6. 幹事若干名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長は理事会で選出する。副会長の1名は幹事長を兼ねる。監事は理事会で選出する。理事は各地区校長会で選出する。幹事は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統べる。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

理事は理事会を組織し、会務を執行するとともに、重要事項を審議する。

監事は会計を監査する。

幹事長は事務局を総括する。

幹事は幹事会を組織し、庶務、会計、広報、研究調査、編集、行財政等に関する会務を分掌し、企画立案にあたる。

(会 議)

第9条 本会は次の会議をもつ。

1. 総 会
2. 研究協議会
3. 理 事 会
4. 研究推進委員会
5. 対策委員会
6. 編集委員会
7. 生徒指導委員会
8. 特別委員会

(1) 総会は年1回開催し、会長がこれを招集し、次の事項を協議する。ただし、理事会が認めるときは、総会の開催を省略し、理事会における協議の結果をもって総会における協議の結果とすることができる。

- ① 事業の大綱並びに予算・決算の承認
- ② 会則の改正に関する承認
- ③ 庶務に関する報告
- ④ 次期総会・研究協議会開催の承認
- ⑤ その他重要な事項

- (2) 研究協議会（略称 大会）は、年1回開催し、次の事項について研究協議する。
- ① 教育上重要な諸問題に研究協議
 - ② その他必要な事項
- (3) 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、総会に次ぐ審議機関とする。
- (4) 研究推進委員会は、教育に関する研究調査にあたる。委員は各地区で推薦し、会長が委嘱する。
- (5) 対策委員会は、教育行財政に関する問題の検討とその対策にあたる。委員は各地区で推薦し、会長が委嘱する。
- (6) 編集委員会は、生徒の学習に関する資料の編集にあたる。委員は各地区で推薦し、会長が委嘱する。
- (7) 生徒指導委員会は、生徒指導に関する問題の検討とその対策にあたる。委員は各地区で推薦し、会長が委嘱する。
- (8) 特別委員会は理事の協議により、以上の4委員会に属さない事項について必要が生じた場合に設定する。委員は各地区で推薦し、会長が委嘱する。

(会 計)

- 第10条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 経理に関する規定は別に定める。

(簿 冊)

- 第11条 本会に次の簿冊を備える。
1. 会 則
 2. 会員名簿
 3. 会議録
 4. 会計簿
 5. その他必要な簿冊

(職 員)

- 第12条 本会に事務職員を置く。
2. 事務職員の任務、任期、手当等々は別に定める。

(附 則)

- 第13条 第4条に基づき、本会に次の地区校長会を置く
- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 山 形 | 上 山 | 東村山 | 西村山 | 北村山 | 最 上 |
| 米 沢 | 東置賜 | 西置賜 | 田 川 | 飽 海 | |

- 第14条 本会則は、昭和22年11月から施行する。
- | | |
|------------|-----------------------------|
| 昭和35年6月10日 | 第7条の一部改正を行う |
| 昭和42年6月 2日 | 第2条 第4条 第5条 第6条 第7条の一部改正を行う |
| 昭和44年6月13日 | 第6条の一部改正を行う |
| 昭和46年6月11日 | 第10条の一部改正を行う |
| 昭和49年6月13日 | 第6条の一部改正を行う |
| 昭和50年6月11日 | 第8条の一部改正を行う |
| 昭和52年6月 7日 | 第3条の一部改正を行う |
| 昭和57年6月 9日 | 第6条の一部改正を行う |
| 平成 元年6月 7日 | 第6条 第7条 第9条の一部改正を行う |
| 平成 3年5月31日 | 第8条の一部改正を行う |
| 平成 8年6月 6日 | 第9条の一部改正を行う |
| 平成13年6月 5日 | 第6条の一部改正を行う |
| 平成14年6月 4日 | 第9条の一部改正を行う |
| 平成21年6月 5日 | 第9条の一部改正を行う |
| 平成25年6月 7日 | 第3条の一部改正を行う |